

議案第55号

損害賠償の額を定めることについて

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第13号の規定により、損害賠償の額を定めたいので議会の議決を求める。

令和7年6月30日提出

朝来市長 藤 岡 勇

損害賠償の額	717,250円
事故発生日	令和7年3月30日午後1時頃
事故発生場所	朝来市多々良木 [REDACTED]
損害賠償の相手方	[REDACTED]

提案理由要旨

多々良木地内において「芸術の森用地」として朝来市が管理する土地に生育している木から枝が落下し、隣接する私有地に駐車中の軽自動車に衝突し損害を与えたことについて、当該事故に係る示談をするため、損害賠償の額を定めることについて議会の議決を求めるものです。